

令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務に係る企画提案公募実施要領

第1 対象業務

1 業務名

令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務

2 内容

本県の平均寿命は男性が昭和50年から、女性が平成7年から全国最下位である。また、全国と比較し、生活習慣病による死亡率が高く、さらには30代以降の死亡率が高い状況にある。さらに、肥満傾向児の出現率が5～17歳の全年齢で全国平均を超えており、子どもから大人までヘルスリテラシーの向上が求められている。

健康で長生きするためには、生活習慣の改善（適度な運動、適切な食生活等）が重要であることから、運動習慣の改善や定着のきっかけづくりとなる子どもから大人までが楽しんで参加できるイベントを開催することとし、その企画・運営等について委託するものである。

3 履行期限

令和7年3月31日（月）

4 提案価格の上限

4,151,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

第2 企画提案公募の実施

運動習慣の改善に向けた気運醸成を図ることについて、県民等への効果的な普及啓発に資する企画内容を公募のうえ、最良な業務受託者を決定するために企画提案公募を実施する。

第3 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 青森県内に本社または支社のある事業者で、放送・広告代理等の業務を行っている事業者。
- (2) 「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」の営業種目「W01」及び「W03」に登載されており、等級格付け「A」又は「B」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

第4 質問の受付等

1 提出方法

(1) 提出期限

令和6年6月7日（金）17時00分

(2) 提出先

下記第13の提出先・問合せ先

(3) 提出方法

質問書（第1号様式）により、電子メールまたはFAXにより提出すること。

ア 電子メール

aomori_hp@pref.aomori.lg.jp

イ 使用する件名

「令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務企画提案公募について（〇〇〇）」
とし、『〇〇〇』には事業者名を記載すること。

2 回答

質問に対する回答は、6月12日（水）までに競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除いた全てについて、青森県庁ホームページ上で公表する。

第5 参加表明

本企画提案への参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（第2号様式）を1部提出すること。

1 提出期限

令和6年6月14日（金）17時00分

2 提出先

下記第13の提出先・問合せ先

第6 企画提案書の提出


参加表明書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

1 内容等

(1) 内容

業務概要及び仕様書（案）を参考に企画提案すること。

なお、以下の点については、確実に明記すること。

①提案コンセプト
提案にあたっての理念、県民にわかりやすく効果的に情報を伝えるための工夫等
②企画の具体案
スタンプラリーキャンペーンの開催・運営
○スマートフォンなどの使用で容易に参加できる県民の運動習慣の定着に寄与するイベントを企画し、その内容を記載すること。
※参考キャンペーン 令和5年度にがん・生活習慣病対策課が実施した「歩いてGET！GPSスタンプラリー」 （あおり健康情報局 Xに掲載）


・ターゲット

本県は成人肥満者の割合だけでなく、肥満傾向児の出現率も高いことから、子どもと保護者と一緒に参加し、楽しく運動することで運動習慣が定着することをねらいとしている。

・実施期間の想定

10月～1月（この間の2カ月間程度）

・ポイント設定の想定

県内に40カ所程度（各市町村1ヶ所程度）のポイントを設定すること。なお、各市町村1ヶ所程度のポイントの設定が設定先の都合等で困難な場合は、できるだけ当該市町村の住民が参加しやすい近隣箇所への設定とすること。

提案書には、40カ所程度すべてを記載する必要はなく、例示的に記載すること。設定するポイントは道路や駐車場から離れた位置とするなど、できるだけ参加者に歩いてもらう工夫をすること。

実施期間の全てにおいて、40カ所を設定する必要はない。

（例：10～11月→公園等を設定、12月～1月ショッピングモール内を設定など）

県民の運動習慣定着を目指すものであることから、同一のポイントであっても、別日に再び訪れた際にはポイントを累積できる仕組みとすること。

・インセンティブの設定

県民の参加を促すインセンティブを設定し、その案を記載すること。

県民が楽しんで参加できる運動イベントの開催・運営

○県民が楽しみながら参加することができ、運動習慣の定着につながるような運動イベントを企画し、その内容を記載すること。

※参考イベント

令和5年度にがん・生活習慣病対策課が実施した「街を歩いてポイントGET！ロゲイニング大会」

（あおり健康情報局 Xに掲載）



・ターゲット

本県は成人肥満者の割合だけでなく、肥満傾向児の出現率も高いことから、子どもと保護者と一緒に参加し、楽しく運動することで運動習慣が定着することをねらいとしている。

・実施期間の想定

令和6年9月～10月の土・日・祝日

※予算の範囲内で開催可能な回数とする。

→開催地域の小学校行事等と重ならない時期で実施

・ポイント設定範囲の想定

今年度のイベントではより子どもと保護者が参加して楽しめるものとするため、制限時間内の活動に無理のない範囲とすること。

・ポイントの種類

通常のロゲイニング大会等で設定されるようなポイントのほか、商店街の店舗での商品購入など、地域振興の要素を含んだ内容のポイントも含めること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時間帯の想定 各日の日中にイベントが開催される想定をしている。過去のイベントでは、街中をゼッケンをつけて歩く競技者に対して、通行人から「何のイベントか」等の問合せが多数あったことから、競技者の姿を見て興味を持った人が途中からでも参加できるような構成のイベントとすること。 ・インセンティブの設定 県民が参加したくなるようなインセンティブを設定し、その案を記載すること。
<p>広報展開</p>	<p>○前述したキャンペーン・イベントについて多くの県民の参加を促す広報を実施することとし、使用する媒体や規模感を記載すること。なお、本事業は県教育委員会の協力で学校を通じた広報（チラシの配布など）が可能である。</p>

(2) 作成方法

- ア A4版、横書きとすること。
- イ ページ番号は各ページ下部中央に付し、目次を除き通し番号とすること。
- ウ 極力、専門用語は使用しないこと。
- エ 業務実施体制、業務スケジュール、類似業務の実績及び経費見積書（様式任意）を添付すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

2 提出方法

下記第13の提出先・問合せ先への持参（土日祝日を除く。）又は簡易書留郵便により郵送すること。

3 提出期限

令和6年6月28日（金）17時00分必着

第7 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 提案者が本企画提案公募に対して2以上の提案をしたとき。
- (4) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (5) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

第8 企画提案の審査

1 審査方法

提出された企画提案書の内容について、別に定める審査委員で構成する審査会において、審査を実施する。なお、審査は書面審査によることとし、非公開とする。

（審査のポイント）

- ・本事業の趣旨を理解しているか。
- ・創意工夫された魅力的な企画となっているか。
- ・県民の機運醸成につながる訴求力があるか。

- ・提案内容に対して、適切な経費が見積もられているか。

2 審査結果

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

3 書面審査日程

令和6年7月4日（木）（予定）

第9 契約等

1 契約の締結

- (1) 第8の1により決定した最優秀提案者（以下「契約候補者」という。）と企画提案書を参考に仕様等について協議を行い、協議が整った場合に、第1の4の金額の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された提案の内容を一部変更する場合があります。
- (2) 契約候補者と協議が整わなかった場合には、次点提案者と企画提案書を参考に仕様等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定に基づき、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金に代わる担保を提供させるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

- (1) 契約予定者が保険会社との間に青森県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約予定者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

3 その他の契約条項

契約候補者又は次点提案者と協議の上、定める。

第10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の記述が著作権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (2) 提出期限以降の書類変更、差替え又は再提出には原則として応じない。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却を行わない。
- (4) 企画提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

第 1 1 スケジュール予定

令和 6 年	6 月 7 日 (金)	1 7 時 0 0 分	質問書提出締切
	6 月 1 4 日 (金)	1 7 時 0 0 分	参加表明書提出締切
	6 月 2 8 日 (金)	1 7 時 0 0 分	企画提案書提出締切
	7 月 4 日 (木)		書面審査 (予定)
	7 月中旬		審査結果の送付～契約 (予定)

第 1 2 添付資料

- (1) 業務概要
- (2) 仕様書 (案)

第 1 3 提出先・問合せ先

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課健やか力推進グループ (担当: ^{こがわ}古川、塩崎)
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 - 1 青森県庁北棟 6 階
電話: 017-734-9212 (直通) FAX: 017-734-8045
電子メール: aomori_hp@pref.aomori.lg.jp

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課長 殿

住所
氏名又は商号
代表者職・氏名

質 問 書

令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務に係る企画提案公募について、次のとおり質問があるので提出します。

資料名	
条項又はページ	
内容	

※資料名は、公告した資料の名称を記載すること。

本件に係る連絡先 所 属： 担当者名： 電話番号： F A X： 電子メール：
--

(留意事項)

1. A4版とすること。

第2号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課長 殿

住所
氏名又は商号
代表者職・氏名

参加表明書

令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務に係る企画提案公募への参加を希望します。
なお、令和6年度運動習慣定着啓発イベント運営業務に係る企画提案公募実施要領の第3に規定する参加資格要件を満たしていることを申し出ます。

（添付書類）

1 提案者概要 （別紙1）

○本件に係る連絡先（担当者）

所属	
担当者名	
電話番号	
F A X	
電子メール	

（留意事項）

1. A4版とすること。

(別紙1)

提 案 者 概 要

1 提案者の状況 (令和6年4月1日現在)

(1) 本社

名称	
住所又は所在地	
代表者氏名	
電話番号	
資本金	
従業員数	
営業年数	

(2) 青森県内に本社を有しない場合、青森県内の支店・営業所

名称	
住所	
代表者氏名	
電話番号	

(留意事項)

1. A4版とすること。